

中山間地域等直接支払制度 第5期対策(R2~R6)

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。令和2年度より、第5期対策(R2~R6年度)が始まりました。

第5期対策のポイント

第5期対策では、耕作放棄の防止や農用地の減少を防止するため下記の追加、見直しを図り、前向きな取組への支援が強化されています。

- ①対象地域に棚田地域振興法の「指定棚田地域」を追加⇒棚田の保全促進
- ②体制整備単価要件(10割単価要件)を「集落戦略の作成」に一本化
⇒集落の将来像の明確化、持続する営農体制づくりの促進
- ③加算措置の新設・拡充⇒地域農業の課題解決への取組支援
新設:棚田地域振興活動、集落機能強化、生産性向上
拡充:集落協定広域化
- ④交付金返還措置の見直し⇒遡及返還措置の対象を全体から該当農用地のみへ(連帯責任を廃止し取組継続の不安解消)

交付対象者

協定に基づき農業生産活動等を行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織などです。

制度の対象となる地域及び交付対象農用地

交付金の交付対象となる農用地は、地域振興5法指定地域及び棚田地域振興法に基づく指定棚田地域又は県の特認地域内の農振農用地です。

地域振興5法:「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」

※棚田地域振興法で交付対象となるのは、指定棚田地域の保全を図る棚田等となります。

【農用地要件】

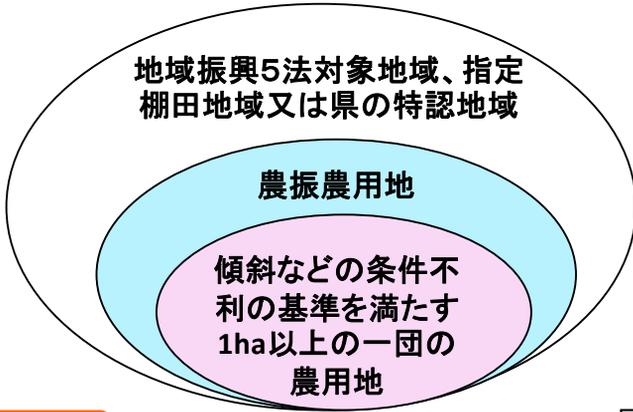
傾斜等の基準を満たし、あらかじめ、促進計画に対象農用地として位置付けた上で、協定(集落協定又は個別協定)を締結している必要があります。

【対象農用地】

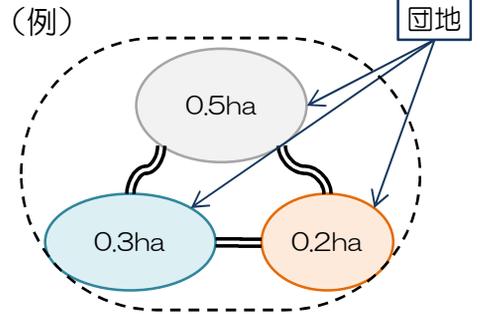
- ① 急傾斜地(田:1/20以上、畑・草地・採草牧草地:15°以上)
- ② 緩傾斜地(田:1/100以上1/20未満、畑・草地・採草牧草地:8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ ①~④の基準に準じて、県知事が定める基準に該当する農用地

合計1ヘクタール以上の一団の農用地が対象です。

対象農用地の概念図



一団の農用地とは、物理的に連担している一つの1ha以上の団地のほか、集落協定に基づき共同で水路や農道等の維持管理作業が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のものをいいます。



交付額

交付単価は右表のとおりです。

1. 基礎単価(単価の8割を交付)

農業生産活動を継続するための活動

- ・農業生産活動等
耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動等
- ・多面的機能を増進する活動
景観作物の作付、体験農園等

2. 体制整備単価(単価の10割を交付)

(1. の活動に加えて)

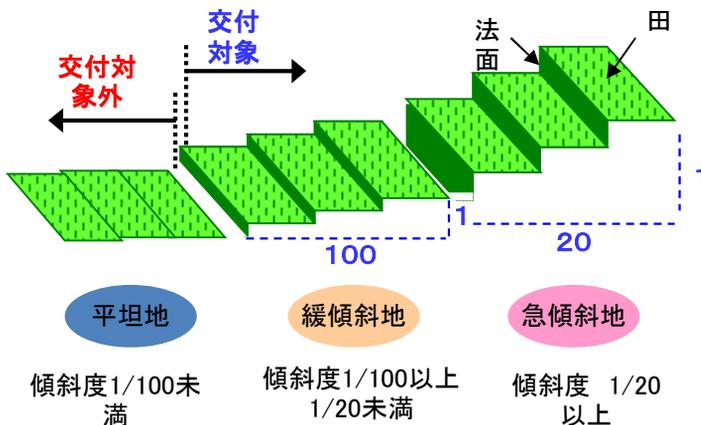
- 集落戦略の作成
- ・6~10年後を見据えた集落の将来像を明確化
- ・中間年を目途に作成し、5期対策中に完成

地目	区分	交付単価(10a当り)
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑 (樹園地含む)	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円
草地	急傾斜	10,500円
	緩傾斜	3,000円
	草地比率の高い草地	1,500円
採草 放牧地	急傾斜	1,000円
	緩傾斜	300円

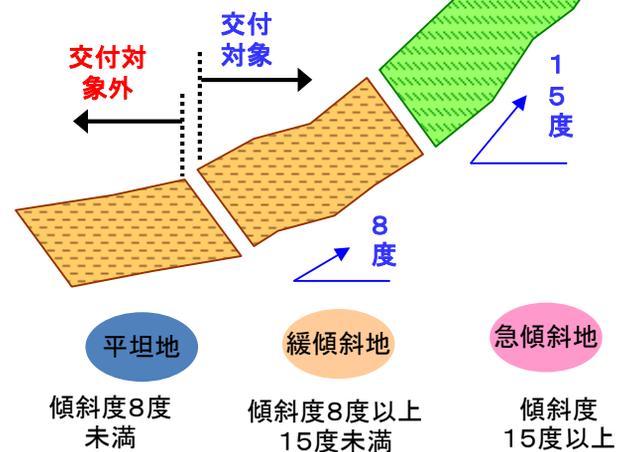
注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落の農用地は、緩傾斜の単価。

傾斜基準のイメージ

対象農用地のイメージ(田の場合)



対象農用地のイメージ(畑の場合)



加算措置

基礎単価、体制整備単価の活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当り単価
棚田地域振興活動加算(新設) 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算(継続) 超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活動を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算(拡充) 【上限額:200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算(新設) 【上限額:200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築などの取組を支援	
生産性向上加算(新設) 【上限額:200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※複数の加算を受ける場合、上乘せ分の単価から1,000円/10aの減額

交付金の使途

交付金の使途は特に制限はありません。

交付金の使い道は、集落協定の参加者の合意で決めていただきます。共同取組活動のために使用する場合は、農業を続けていくために必要な経費に充ていただき、使い道を集落協定に明記してください。

交付金の交付条件

交付金の交付を受けるためには、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた集落協定を締結し、農業生産活動等を継続する必要があります。

○集落協定とは

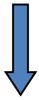
協定の対象となる農用地、役割分担、集落で取り組む耕作放棄防止のための活動や農道・水路の管理方法、交付金の使い道などを定めたもので、事業計画書とともに市町村長に提出して認定を受けます。

<集落協定で取り決める内容>

- ①実施体制(代表者、会計担当者等)、
- ②農用地の管理方法、対象となる農用地(農用地の管理、水路、農道の管理活動)
- ③集落マスタープラン(集落の将来像を実現するための5年間の活動計画)
- ④取り組む活動内容(交付金の交付要件となる活動の選択)
- ⑤その他、交付金の使用方法等

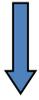
手続き・活動の流れ

①協定の作成



集落の現状、目標、役割分担などを集落で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。

②協定の提出(市町が認定)



作成した協定を市町へ提出し、市町長が認定します。
※中山間地域直接支払制度は、「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基き実施するものです。協定と一緒に同法律に基づく事業計画も提出します。

③活動の実施



協定に基づき、活動を実施します。

④活動の実施の確認(市町が実施)



市町が活動の実施状況を確認します。(協定代表者等の立ち会いをお願いします)

☆交付金の支払い

○交付金は、市町に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。

お問合せ先

○中山間地域等直接支払い制度に関するお問い合わせは、各農林事務所へ

賀茂農林事務所 地域振興課	下田市中531-1	Tel 0558-24-2079
東部農林事務所 地域振興課	沼津市高島本町1-3	Tel 055-920-2161
富士農林事務所 生産振興課	富士市本市場441-1	Tel 0545-65-2192
中部農林事務所 地域振興課	静岡市駿河区有明町2-20	Tel 054-286-9281
志太榛原農林事務所 地域振興課	藤枝市瀬戸新屋362-1	Tel 054-644-9224
中遠農林事務所 地域振興課	磐田市見付3599-4	Tel 0538-37-2284
西部農林事務所 地域振興課	浜松市中区中央1-12-1	Tel 053-458-7219

静岡県経済産業部農業局地域農業課

静岡市葵区追手町9-6(県庁東館8階)

電話:054-221-2689 FAX:054-273-1123

Eメール:chiikinou@pref.shizuoka.lg.jp